

新たな留学生支援施策に向けた調査分析業務 公募型企画競争 提案説明書

1 業務名

新たな留学生支援施策に向けた調査分析業務

2 背景・目的

日本は少子高齢化や生産年齢人口の減少、それに伴う人手不足などの課題に直面しており、こうした課題に対応するため、新たな在留資格である「特定技能」を創設し、外国人材の適正な受け入れ・共生のための取り組みを実施している。札幌市においても、近年、外国人市民が大きく増加しており、今後さらに増えていくことが見込まれる。

このうち、本市の留学生においても、外国人市民の増加と同様、増加傾向が続いており、令和5年度では、平成25年度比で162%の増加となったが、留学生を対象とした支援策は、札幌留学生交流センターにおける住居支援(100戸)のほか、不定期で実施している就労支援や放置自転車の無償譲渡等に限定される。

留学生は、本市が進める高度外国人材の獲得においては、予備軍と言える人材であり、その獲得にあたっては、先行したアプローチが必要であり、従前からの支援を根本から見直し、新たな施策を検討する必要がある。

本調査分析業務は、留学生が真に必要なとしている支援を把握し、現在の支援制度の見直しや新たな留学生支援策を検討する上での基礎資料とすることを目的とする。

3 業務内容

- (1) 大学、留学仲介業者、不動産業者、札幌市内・市外の留学生、民間企業・関連団体等へのアンケートやヒアリング等による調査の実施
- (2) 他自治体の留学生支援策の調査
- (3) 調査結果の整理・分析
- (4) 中間報告として報告書の提出
- (5) 留学生支援施策に関する以下の提案を行うこと
 - ア 留学先として札幌を選んでもらうための施策
 - イ 札幌にスムーズに来てもらうための施策
 - ウ 留学中に安全・安心に生活してもらうための施策
 - エ 卒業後に札幌に就職・定着してもらうための施策
- (6) 新たな支援策を行う上での課題整理

4 業務規模

4,931,000 円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限額とする。

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 業務履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)

6 成果物

別紙「業務仕様書」のとおり

7 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者のうち、大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条(1)に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者ではないこと。

※複数者が協力して参加する場合、構成員全てが(1)～(6)を満たす必要があることに注意すること。

※複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

8 企画提案を求める項目

以下の点について、企画提案を行うこと。

- (1) 業務を進めるにあたっての体制及び考え方
- (2) 本業務に類似する業務実績
- (3) スケジュール及び費用
- (4) 別紙「業務仕様書」の業務内容について、それぞれ効果的かつ具体的な手法(各業務の手法についての考え方を明記し、現時点での方向性や案等を示すこと)

9 申込方法

(1) 提出物

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること(提出にあたっては、一式を左肩一か所でホチキス留めすること)。

副本は、以下のイ～カの構成で一式とし、10部提出すること(提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めすること。ホチキスは使用しないこと)。

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4 縦、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似業務等実績一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要及び実施方法(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 企画提案書(A4 横、片面印刷、必要枚数、様式自由)

カ 業務費内訳書(積算書)(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

〒060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所 総務局 国際部 国際課 総務係(10 階北側)

(3) 提出期限

令和6年 11 月18 日(月) 正午(必着)

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータで取得可能である。

【札幌市公式ホームページ】

<https://www.city.sapporo.jp/kokusai/nyuusatsu/ryuugakusei.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 提出書類には表紙をつけ、表題として「新たな留学生支援施策に向けた調査分析業務」と記載すること。

イ 正本は表紙に社名を記載するが、副本には記載しないこと。

ウ 提出書類には、正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名は「弊社」、もしくは「〇〇社」とし、氏名は「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記する等、特定できない表現で記載すること。

エ 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を委託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務にて全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者 1 名を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打ち合わせ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の指名の後ろには(○)をつけること。

オ 類似・関連業務等実績一覧について

本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、詳細に記載してもよい。

カ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

10 質疑

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受取期間内に、所定の質問書(様式5)に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市総務局国際部国際課総務係に電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「新たな留学生支援施策に向けた調査分析業務 質問書」とし、令和6年 11 月 8 日(金)16:00 まで受け付けるものとする。

送付先電子メールアドレス:kokusai@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

回答は電子メールにて行う。また、公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。

なお、受付期間内に到着しなかった質問書については、原則回答しない。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「新たな留学生支援施策に向けた調査分析業務」企画競争実施委員会(以下、「実施委員会」という。)において、後述「12 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い5件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が5件以下の場合は一次審査を省略する。この場合、提出者全員に別途連絡する。

なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点以上であれば、最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、企画提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを実施する。

なお、プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に基づき行い、追加の資料配布やプロジェクターの使用は認めない。

イ 出席者は総括責任者を含み最大3名までとし、審査の公平を期すため、事業者名を述べることは認めない。

ウ 最終審査は1者 25 分(説明 15 分、質疑 10 分)を想定し、順次個別に行う。

エ 最終審査の詳細については、別途通知する。

オ 最終審査の結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール(予定)

ア 一次審査(書類審査) 令和6年 11 月22 日(金)

イ 最終審査(ヒアリング) 令和6年 11 月 25 日(月)

※ 上記スケジュールは変更となる場合がある。

12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点以上の者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。
合計得点が同点となった場合は、評価項目2-(4)及び(5)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社(者)となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価項目	配点
1 基本的認識・業務遂行能力	計 30
(1) 本業務の目的について十分理解しているか。	10
(2) 業務の遂行にあたり、必要となる専門性を有した適切な体制がとられているか。	10
(3) 本件委託業務の実行力を示す類似業務の実績があるか。	5
(4) 全体のスケジュール設定が適切か。	5
2 業務内容への提案	計 70
(1) 特定の調査先に限定することなく、有意義な調査結果を得ることが期待できる場所を選定しているか。また、留学生について、十分なサンプル数を設定しているか。	20
(2) 調査先ごとに調査内容(現在の課題、現在行っている(又は行いたい)支援、行政に期待する支援等)が具体的に設定できているか。	20
(3) 他自治体への調査について、具体的な調査先と調査内容が設定できているか。	5
(4) 新たな留学生支援施策に関する4つの提案について、現状の課題が整理され、独自性があり、効果的かつ実現性の高い新たな提案が見込めるか。	20
(5) 独自の提案事項がある場合は、業務の目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか。	5

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続き以外の手法により、実施委員会委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に参加停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする(複製を含む)。なお、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする(複製を含む)。
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供を行うことを禁ずる。また、本業務に関連し得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

15 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所 10 階北側)

札幌市 総務局 国際部 国際課 総務係

担当:庄司 電話番号:011-211-2032

電子メールアドレス:kokusai@city.sapporo.jp